

税務・財務情報 第2104号

修繕費、資産計上の判断基準

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者がお伺いした場合には、一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘正人



株式会社トータル財務プラン

税理士法人トータル財務プラン

行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<https://www.topp.co.jp>

e-mail info@topp.co.jp

修繕費、資産計上の判断基準

1 はじめに

日々の取引の中で、資産の修繕費用は様々な場面で発生しますが、それらすべてが税務上の損金となるわけではありません。中には資産計上し、法定耐用年数で減価償却していかなければならないものが存在します。そこで今回は、企業が支払った修繕費用の内、税務上の損金で良いもの、資産計上（資本的支出）としなければならないものの判断基準を解説していきたいと思います。

2 修繕費とは？

そもそも修繕費とはどのようなものをいうのでしょうか。法人税法基本通達 7-8-2 には以下のように記載されています。

「法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の通常の維持管理のため、又はき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額が修繕費となる」

硬い文章で書かれていますが、修理、改良等のために支出した金額のうち「維持」するため、「管理」するために必要な部分や「壊れた部分を直す」費用は修繕費として扱いますということです。割れた窓ガラスの取り換えや、古くなった壁紙を同じ壁紙で張替えた、壊れたドアを直したなどがこれに該当します。

さらに通達には、以下のような費用も修繕費に含めるとしています。

- ① 建物の移えい又は解体移築をした場合におけるその移えい又は移築に要した費用の額
- ② 機械装置の移設に要した費用（解体費を含む）の額
- ③ 地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するために行う地盛りに要した費用の額
- ④ 現に使用している土地の水はけを良くする等のために行う砂利、碎石等の敷設に要した費用の額及び砂利道又は砂利路面に砂利、碎石等を補充するために要した費用の額
- ⑤ 建物、機械装置等が地盤沈下により海水等の浸害を受けることとなったために行う床上げ、地上げ又は移設に要した費用の額

それぞれ細かい注意事項はありますが、上記のような費用が修繕費となります。

また、修理、改良等のために要した費用の額が20万円に満たない場合や修理、改良等がおおむね3年以内の期間を周期として行われることが既往の実績その他の事情からみて明らかである場合も修繕費として処理できます。

3 資本的支出とは？

一方、資本的支出となるのはどのようなものでしょうか。法人税法基本通達7-8-1では、「法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額が資本的支出となる」とあります。

ポイントとなるのは、「価値を高める」「耐久性を増す」というところです。

国税庁が紹介している具体例としては、

- ① 建物の避難階段の取付等物理的に付加した部分に係る費用の額
- ② 用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用の額
- ③ 機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち通常取替えの場合にその取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額
- ④ ソフトウェアにつきプログラムの修正等を行った場合において、当該修正等が、新たな機能の追加、機能の向上等に該当するときはその修正等に要した費用

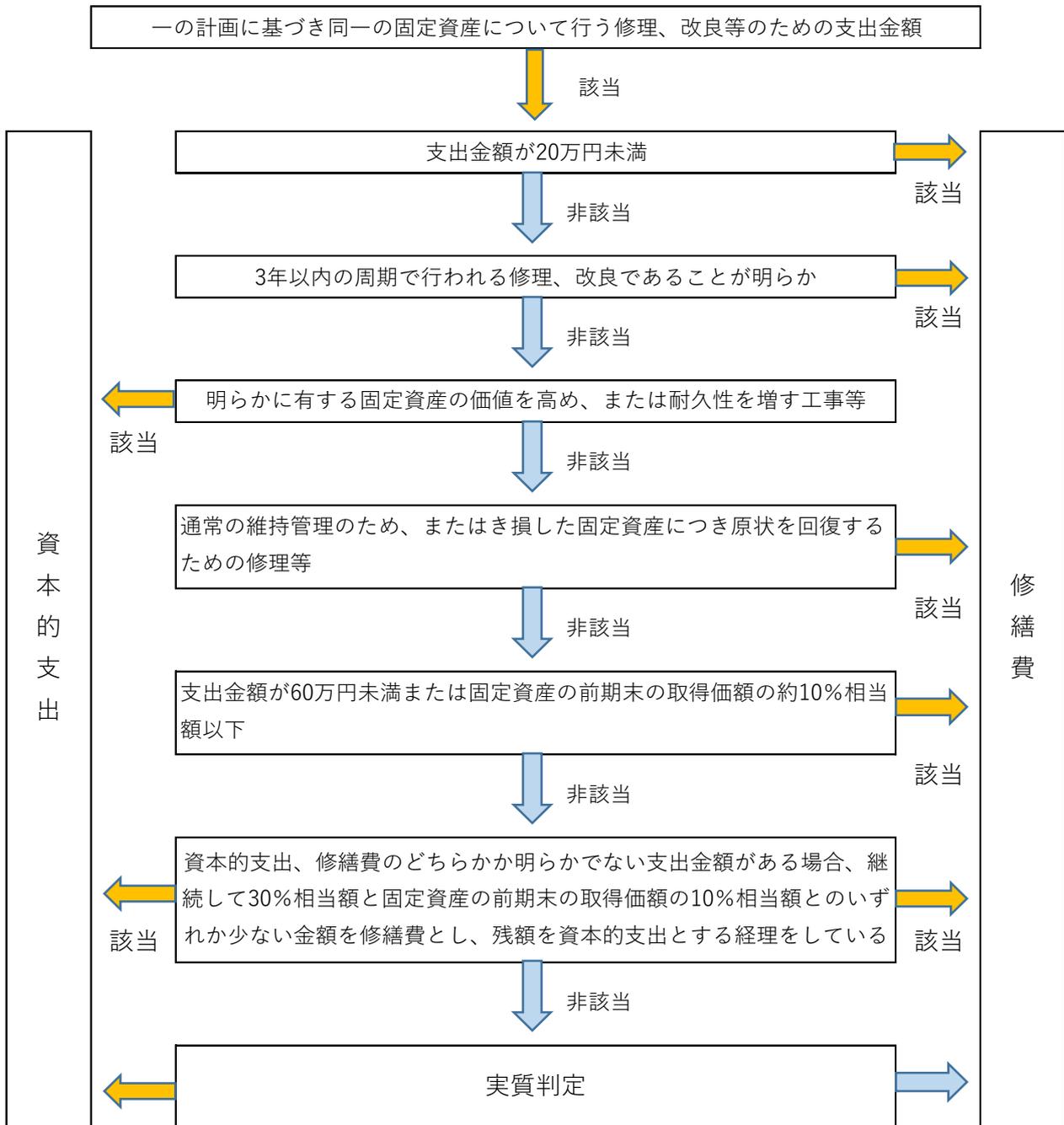
このように資産の価値を高めるものや機能を高めて長く使えるようにするものが資本的支出に該当します。

4 修繕費、資本的支出の判断基準

上記のように修繕費、資本的支出の判断が定められていますが、実務的には法人税法、法人税基本通達といった規定を参考に判断していくことになります。

これらの規定は多岐にわたりますが、フローチャートにすると次頁のようになります。

【修繕費、資本的支出 フローチャート】



5 最後に

ここまで修繕費、資本的支出の判断について記載してきましたが、実務上判断に迷うものがほとんどです。支払金額が大きくなればその判断により納税額が大きく変わることとなります。

また、修繕費、資本的支出の判断は税務調査でも調査対象になりやすい箇所となっています。判断に迷うところがあれば弊社担当者までご連絡下さい。

執筆者 米田 康晃